

2012  
9

# 労働基準ニュース

(社)埼玉労働基準協会連合会発行  
中央労働災害防止協会埼玉県支部  
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

## CONTENTS

あなたの職場は、大丈夫?	平成24年度全国労働衛生週間実施要綱
あなたの職場は、大丈夫?	受動喫煙防止の取り組みを応援します
あなたの職場は、大丈夫?	育児・介護休業法の施行状況について
あなたの職場は、大丈夫?	両立支援助成金のご案内
あなたの職場は、大丈夫?	あなたの職場は、大丈夫?
あなたの職場は、大丈夫?	物質を使用していますか

各種講習会・行事	本年の労働保険料
各種講習会・行事	第2期分納期限は「10月31日」です
各種講習会・行事	災害ゼロをめざして
各種講習会・行事	「埼玉産業安全衛生大会」開催のご案内
各種講習会・行事	全国労働衛生週間説明会日程

## 全国労働衛生週間

2012  
10.1~7  
準備期間 9.1~30

中災防  
3411(クレント)31222



前田敦子

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ  
<http://www.saikiren.or.jp/>

# 平成24年度 全国労働衛生週間実施要綱

## 1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第63回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は7,779人と前年と比べ4%減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成23年は52.7%とやや上昇したほか、印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど職場での健康リスクは依然として存在している。

また、我が国の自殺者3万人超のうち約2,700人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者が少なからずいること、精神障害等による労災認定件数が高い水準で推移していること等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組みが重要な課題となっている。

第11次労働災害防止計画は今年が最終年となることから、以上の状況を踏まえ、その目標達成に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。また、事業者や管理監督者、産業保健スタッフ等によるメンタルヘルスケアの積極的推進により、労働者がメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場を実現することが求められている。さらに、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙のない職場の実現が重要である。

このような観点から、今年度は、

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」  
をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2. スローガン

「心とからだの健康チェック みんなで進める健康管理」

## 3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるために、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

## 6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7. 実施者

各事業場

## 8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

## 10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組とすること。また、夏期の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

### (1) 全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項（項目のみ）

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図る。

- ア 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- イ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ウ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- エ 作業環境管理の推進
- オ 作業管理の推進
- カ 健康管理の推進
- キ 労働衛生教育の推進
- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
- ケ 粉じん障害防止対策の徹底
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- サ 熱中症予防対策の徹底
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
- チ 石綿障害予防対策の徹底
- ツ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- テ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ト 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組みの促進
- ナ 職場におけるエイズ問題に関する理解と取組みの促進
- ニ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進

# 受動喫煙防止の取り組みを応援します。

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年（平成32年）までの目標として、「受動喫煙のない職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行っています。

## ご存知ですか？ 職場で働く方々を受動喫煙から守るための支援

健康への悪影響が明らかになっている受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業者に強く求められています。厚生労働省では、事業者の受動喫煙防止の取組を以下の事業により応援します。

### ●受動喫煙防止対策に関する相談窓口

喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による電話相談を実施しています。また、電話相談のみでは十分な対応が困難と判断される場合には、ご希望を確認させていただいたうえで、実地指導（無料）も行います。

○ 事業実施機関：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

○ 費用：無料（電話相談、実地指導どちらも）

○ 相談ダイヤル：050-3537-0777

#### 【相談の例】

※専門知識がないので、どのような対策をとればよいのか分からず。

※喫煙室の設置を考えているが、どこに、どのような喫煙室を設置することが効果的なのか。

※既存の喫煙室やコーナーからたばこの煙が漏れているが改善する方法を提案してほしい。

※飲食店を営んでいるが、有効な受動喫煙防止対策として何ができるか相談したい。

※受動喫煙防止対策助成金制度による助成を受けたいが、必要な要件を満たすにはどうしたら良いか。

※粉じん計と風速計の貸出しを受けると、受動喫煙防止対策を行う上で、そもそもどのように役立つか。

### ●たばこ煙の濃度等の測定機器の貸出

効果的な受動喫煙対策のためには、職場の空気環境を確認することが必要です。そこで、たばこ煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する機器（粉じん計、風速計）を貸し出します。

○ 事業実施機関：柴田科学株式会社

○ 貸出費用：無料（往復の送料のみ自己負担）

○ 申込ダイヤル：03-5625-4296

※貸出機器の使い方の問合せも受け付けています。どうぞご利用ください。

### ●受動喫煙防止対策助成金（業種の限定があります）

○ 対象事業主：旅館業、料理店又は飲食店を経営する中小企業事業主の方

○ 助成対象：喫煙室の設置や喫煙エリアの換気改善のための費用

○ 助成率、助成額：受動喫煙防止対策のための費用の1/4（上限200万円）

○ お問い合わせ先：埼玉労働局「健康安全課」（048-600-6206）

※受動喫煙防止対策に関する相談窓口でも制度の照会ができます。

## 活用しましょう！職場における喫煙対策のためのガイドライン

世界保健機関（WHO）は、たばこの消費及び受動喫煙が、健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響を減らすために、国ごとの個別の対応では限界があることから、法的拘束力のある国際条約でたばこに関する規制を行うこととし、平成17年2月に「たばこ規制枠組条約」を発効しました。日本もこの条約の締約国であり、義務を負っています。

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策について平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導するとともに「職場における喫煙対策のためのガイドライン（平成15年5月9日付、厚生労働省労働基準局長通達）」を発出し職場での受動喫煙防止対策を促進してきました。そのガイドラインでは、事業者、管理監督者、働く人がお互いに協力し、おののの役割と責任を明確にしたうえで「職場の受動喫煙防止対策」を進めるにあたり、体制の整備が求められています。

## がん対策推進基本計画（H24.6.8制定）と受動喫煙防止対策

政府は、平成18年に「がん対策基本法（平成18年法律第98号）」に基づいて、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な方向を定めることを目的に「がん対策基本計画（平成19年度～10年間）」を策定しました。この計画は平成19年6月の計画策定から5年を経過し、新たな課題を踏まえ見直しを行ったもので、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として、がんによる死亡者の減少（75歳未満年間調整死亡率の20%）等を目標に9分野別施策と個別目標により構成されています。

受動喫煙防止対策と関連するのは「がんの予防」施策で、以下に紹介します。

●がんの原因は、喫煙（受動喫煙を含む）、食生活、…など様々なものがある。特に喫煙が肺がんをはじめとする種々のがんの原因となっていることは、科学的根拠をもって示されています。

●現状は、成人の喫煙率は19.5%、男性の喫煙率は32.2%（H22）と依然として高く、また、職場の受動喫煙に対する取組は「受動喫煙を受けている者の割合」が44%と高く遅れています。

	職 場	行政機関	医療機関	家 庭	飲食店
受動喫煙を受けている者の割合	44%	16.9%	13.3%	10.7%	50.1%
	H23	H20	H20	H22	H22

- ※ 「全面禁煙」又は「空間分煙」のいずれかの措置を講じている事業場の割合…64%（H23）
- ※ 受動喫煙とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。
- ※ 全面禁煙とは、建物や車両内全体を常に禁煙とすることをいいます。
- ※ 空間分煙とは、喫煙室でのみ喫煙を認め喫煙室以外の場所を禁煙とすることをいいます。

●喫煙率の低下と受動喫煙の防止を達成するための施策をより一層強化が求められています。

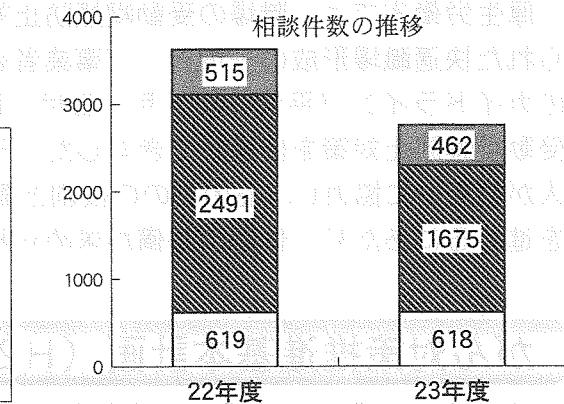
●希望禁煙者が禁煙することにより、平成34年度までに成人の喫煙率を12%とし、職場については、事業者が「全面禁煙」又は「空間分煙」のいずれかの措置を講じることにより、2020年（平成32年）までに受動喫煙のない職場を実現することを目標としています。

# 育児・介護休業法の施行状況について

埼玉労働局雇用均等室では、平成23年度の育児・介護休業法の施行状況を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

## 1 相談の状況

- ◆ 相談件数は減少したものの、労働者からの相談は横ばい。
- ◆ 権利行使に関する労働者からの相談では、育児休業の取得に関する相談が増加。
- ◆ 介護に関する労働者からの相談が増加。



## 2 指導の状況

- ◆ 253事業場を対象に実情を把握、1,184件の指導を実施。
- ◆ 指導内容は育児休業や育児短時間勤務制度に関するものが多い。指導件数のうち85%は制度規定整備に関するもので、対象事業場の76.3%に何らかの不備が見られた。

## 7月1日から改正育児・介護休業法が全面施行されました！！

労働者数100人以下の企業については、一部の制度の適用が猶予されていましたが、現在はすべての企業に改正育児・介護休業法が適用されています。

埼玉労働局では昨年11月から「改正育児・介護休業法説明会」を毎月行ってきましたが、改正法に関して、次のようなご質問が多く寄せられました。

同じような疑問をお持ちの事業主の皆さま、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

- 自社の育児・介護休業規定をどのように見直せばよいかわからない。
- 育児休業をしている労働者の後任を雇ってしまい、復職させる場所がない。
- 育児短時間勤務制度が義務となるのはわかるが、みな早い時間に帰りたがって遅い時間の人員が確保できなくなるのではないか。
- 介護休業等でいう「要介護状態」とはどういう意味か。また、休業日数の数え方がわからない。
- 当社で初めて育児休業取得者（短時間勤務者）が出た。事業主を支援する助成金制度はないか。

- お問い合わせ 埼玉労働局雇用均等室（TEL 048-600-6210）

★ 職業生活と家庭生活の両立支援に取り組む事業主の皆さんへ ★

## 両立支援助成金のご案内

たとえばこんな時、以下の制度を利用してみませんか？

- 子育てのための短時間勤務制度の利用者がでた
- 育休代替要員を雇い、休業者が原職復帰した
- 円滑な職場復帰のための研修を行った
- 両立支援研修を実施し、初めて育児休業取得者がでた

- ▶ ①
- ▶ ②
- ▶ ③
- ▶ ④

### ① 子育て期短時間勤務支援助成金

◆企業規模は常時雇用する労働者数で区分します。

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た場合、事業主に支給。

- 子育て期の労働者とは、小学校3年生修了までの子どもを養育する労働者をいい、短時間勤務制度は少なくとも小学校就学の始期に達するまで（※）の子を養育する労働者が利用できる制度であることが必要です。
- ※ 100人以下企業で、平成24年6月30日までに短時間勤務制度を開始する場合は、取扱いが異なります。

企業規模	制度利用者1人目	制度利用者2人目以降（1人当たり）☆
100人以下企業	40万円	15万円
101人以上企業	30万円	10万円

☆ 5年間、1企業当たり延べ10人まで（100人以下企業は5人まで）

### ② 代替要員確保コース

300人以下企業

支給対象労働者1人当たり 15万円

以下に当てはまる場合に支給。

- 育児休業を終了した労働者を、原職または原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則などに規定
- 休業取得者の代替要員を確保
- 休業取得者を原職または原職相当職に復帰させたなど

☆ 1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで。

### ③ 休業中能力アップコース

300人以下企業 または 構成企業の過半数が300人以下企業の事業主団体

育児休業または介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的として、次のいずれか1つ以上の職場復帰プログラムを実施した場合に支給。

- ①在宅講習 ②職場環境適応講習 ③職場復帰直前講習 ④職場復帰直後講習

支給限度額

21万円

以下に当てはまる場合に支給。

- 育児休業取得者を原職または原職相当職に復帰させ、1年以上継続して雇用
- 両立を支援する制度の内容の理解や利用促進のための職場研修を実施

育児休業取得者	支給額
1人目	40万円※
2人目から5人目まで	15万円※

☆平成23年10月1日以後に初めて育児休業を終了した労働者が出た場合に対象となります。

※ ④継続就業支援コースの支給額は上記のとおりです。7月号7頁掲載の④継続就業支援コース支給額（1人目70万円、2人目から5人目まで50万円）について訂正の上、お詫び申し上げます。

詳細は、埼玉労働局雇用均等室へ!! TEL:048-600-6210

☆ 内容は平成25年度以降に変更する可能性があります。

☆ 申請総額が予算額を超過した場合、支給が次年度以降となる場合があります。

☆ ここに記載されている事項以外にも詳細な要件があります。

# あなたの職場は、大丈夫？



「職場のパワーハラスメント」に悩む人が増えています。

## 「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性<sup>\*</sup>を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

\*上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

(平成24年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より)

## 例えば、こんな行為

1 暴行・傷害（身体的な攻撃）

2 露迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言  
(精神的な攻撃)

3 隔離・仲間外し・無視  
(人間関係からの切り離し)

4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）

5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）

6 私的なことに過度に立ち入ること  
(個の侵害)

●働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為。

●これを受けた人だけでなく、周りの人、これを行った人、企業にとっても損失が大きい。

## 「これって、パワハラ？」と思ったら

まずは周りの人に相談しましょう。

周りの人と組織は、悩んでいる人を支えましょう。

悩んでいる方は、まずは、周りの人に相談してください。周りの人も、パワーハラスメントを受けている人がいたら、孤立させずに声をかけてください。

また、企業や労働組合などの組織は、一人ひとりがこの問題に向き合い、互いに支え合えるよう、職場のパワーハラスメントの予防・解決に取り組んでください。

周りの人や組織の具体的な取組については、円卓会議が取りまとめた「提言」で紹介しています。

0120-008-800 パワーハラスメント 厚生労働省 [検索](#)

個別のご相談は、都道府県労働局、労働基準監督署等の総合労働相談コーナーでも受け付けています。

## あなたの事業場、職場で化学物質を使用していますか。

事業場、職場でいろいろな化学物質が使用されています。  
使用している化学物質による健康障害防止対策は適切ですか。

- 使用している化学物質に対応した適切な防止（予防）対策によって働く者の健康が確保されるものです。化学物質の成分や取扱い上の注意事項などを取扱者全員に知らせ、化学物質との接触を防ぐための作業環境改善、保護具の着用の徹底などの対策を講じ、対策を推進するための体制を確立しよう。

未だに化学物質による健康障害（中毒、職業性のがん等）が発生しています。最近では「印刷工場で働いていた従業員が胆管がんに発症した。」とする報道がありました。この疾患が業務に起因するかは不明ですが、化学物質を使用する事業場で発生した事案で、今後の原因調査結果が気になるところであります。

職場には健康に影響を及ぼす化学物質は多くあります。化学物質の取扱い管理は的確に。職場ではいろいろな化学物質が使用されています。化学物質には健康に影響を及ぼす有害物質も多くあります。有害物質の取扱い管理に適正を欠くと問題が生じてしまいます。労働安全衛生関係法令に基づく適正な管理が必要です。

健康障害の発生は企業イメージを下げ、補償問題も生じてきます。化学物質による健康障害が発生すると補償問題が生じてくるほかに企業イメージを下げます。健康障害を防止する責任は事業者にあります。企業の継続的発展のマイナスは不要です。

後を絶たない化学物質による健康障害を防止しなければなりません。埼玉労働局では、事業場に対しまして化学物質による健康障害防止対策の強化を求めています。化学物質取扱い事業場の皆様、次の事項の確認と法令に基づく適切な防止対策の実施をお願いいたします。

- ・事業場で使用している化学物質の成分や取扱い事項が記載された安全データシート（労安法第57条の2）はありますか。（有 無）
- ・安全データシートから「がん原性指針（H23年健康障害防止指針公示第21号）」の対象となる物質がありますか。（有 無）
- ・使用している化学物質の中に有機則、特化則の対象物質がありますか。（有機則（有 無）特化則（有 無））
- ・有機則、特化則の対象となる物質については、規定に基づき作業主任者を置き、適正な管理、設備的対策を実施してますか。（有 無）

（本件提案者）（社）埼玉労働基準協会連合会（電話：048-822-3466）

事業主の皆様へ

## 本年の労働保険料 第2期分納期限は「10月31日」です

該当事業場には、納期限の概ね10日前に納付書が郵送されますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いいたします。

なお、口座振替を利用している事業場につきましては、口座振替納付日が、「11月14日」となっておりますので、ご準備をお願いいたします。

● さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 電話048-600-6203

## 災害ゼロをめざして「埼玉産業安全衛生大会」開催のご案内

本年度の「埼玉産業安全衛生大会」は下記のとおり開催いたします。本大会は、事業場の労働安全衛生水準の向上を図るうえから、埼玉県内の労働災害防止関係団体が協力して毎年度開催しています。

大会の詳細は、別途のご案内書のとおりとなります。働く方々の安全と健康の確保は企業の責務であり、大会は労働安全衛生に係わる方々の研修機会でもありますので、多くの方々の参加をお願いいたします。

開催日時：10月10日（水）10:30～16:30

開催会場：埼玉会館小ホール（さいたま市浦和区）

大会内容：産業保健スペシャルトーク

特別講演

事業場の安全衛生活動紹介

労働安全衛生保護具の展示紹介

## 全国労働衛生週間説明会日程

協会名	月 日	会 場	協会名	月 日	会 場
川 口	9/4	川口総合文化センター	大 宮	9/5	ワークヒルズ羽生
	9/11 午後	鴻巣市文化センター		9/6	埼玉医科大学 かわごえクリニック会議室
	9/12 午前	さいたま市産業振興会館		9/7	狭山市民会館
	9/12 午後	伊奈町商工会館		9/7	横瀬町民会館
	9/14 午前	北本市文化センター		9/11	久喜菖蒲工業団地 管理センター
	9/14 午後	MMCスーパーアロイ(株)		9/12	春日部市商工振興センター
	9/19 午後	上尾商工会館		9/14	草加市文化会館
熊 谷	9/ 10・11・12	5会場			

## ◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
技能能	有機溶剤作業主任者	9/6・7	埼大通りメディカルビル2階	連合会
		9/20・21	川越地区労働基準協会会議室	連合会・川越
		10/24・25	さくらめいと	熊谷
		11/7・8	川口機械工業(協)	連合会・川口
		12/4・5	行田市商工センター	連合会・行田
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	9/26・27・28	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	特定化学物質 四アルキル鉛等作業主任者	10/4・5	埼大通りメディカルビル2階	連合会
		11/27・28	深谷市産業会館	連合会・熊谷
	プレス機械作業主任者	9/18・19	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
		10/25・26	川越地区労働基準協会会議室	川越
		11/9・10	秩父みどりが丘工業団地地区センター	秩父
		11/27・28	春日部市商工振興センター	春日部
		9/7・8・15・16	さくらめいと他	熊谷
講習	フォークリフト運転業務	9/13・15・16・17	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		9/15・17・18・19	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		9/29・30 10/6・7	(株)秩父総合食品卸売市場	連合会・秩父
		10/3・4・5・6・8	行田市商工センター他	行田
		10/4・6・7・8	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		10/20・21	ボッシュ(株)	川越
		10/27・28 11/3・4	アイチ研修センター	大宮
		10/27 11/6・7・8	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		10/6・7・13・14	狭山市勤労福祉センター 本田技研工業(株)埼玉製作所	連合会・所沢
		11/21・23・24・25	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		11/26・27 12/3・4	さくらめいと他	熊谷
特別教育	玉掛け技能講習	10/6・7・8	アイチ研修センター	大宮
		11/2・3・4	川越地区労働基準協会 (株)大林組東京機械工場	川越
		11/3・4・11	(株)椿本チェイン埼玉工場	連合会・所沢
	安全衛生推進者養成講習	9/11・12	行田市商工センター	連合会・行田
	衛生推進者養成講習	9/24	さくらめいと	連合会・熊谷
	安全管理者選任時研修	10/1・2	埼大通りメディカルビル2階	連合会
		10/23・24	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
		11/29・30	さくらめいと	連合会・熊谷
	自由研削といしの取替え等の業務	9/25	さいたま産業文化センター	浦和
		10/12	川口市民ホール・フレンディア	川口
		12/12	行田市商工センター	行田
	粉じん作業業務	9/13	皆野町文化会館	秩父
		9/27	さいたま産業文化センター	浦和
		12/3	川口機械工業(協)	川口

平成二十四年九月一日発行  
隔月一回発行第二十八号

「労働基準ニュース」

編集兼発行者 茂島 明

発行所 (社)埼玉労働基準協会連合会 (さいたま市中央区新中里一-三-三)  
印刷所 布施印刷所 (電話○四八一八二二一三四六六)

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者
特別教育 低压電気取扱業務	10/11	川越地区労働基準協会会議室	川越
	11/20	さいたま市産業振興会館	大宮
	10/11	春日部市商工振興センター	春日部
その他 の教 育 講 習	9/5・6	春日部市商工振興センター	春日部
	9/6・7	川口機械工業(協)	川口
	10/16・17	行田市商工センター	行田
	10/16・17	さいたま産業文化センター	浦和
	10/29・30	さいたま市産業振興会館	大宮
	11/21・22	春日部市商工振興センター	春日部
ゼロ災トレーナー研修	9/13・14	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	9/25	さいたま市産業振興会館	大宮
	10/18	狭山市立勤労福祉センター	川越・所沢
K Y T 研修	11/13	行田市商工センター	行田
	9/26	春日部市商工振興センター	春日部
	9/5	飯能市能仁寺	連合会
行事	10/9	大宮ソニック市民ホール	大宮
	10/10	埼玉会館	連合会
	10/20	埼玉大学	連合会
事 等	9/7	本田技研工業(株)埼玉製作所	行田
	10/12	富士重工業(株)	熊谷
	11/2~3	(株)日立製作所(日立事業所)	大宮
全国労働衛生週間事業場巡視	10/2~5	各支部事業場	熊谷
	11/3	飯能市民球場	所沢
	11/9	リリア14階「銀座アスター川口賓館」	川口
優良事業場見学研修会	11/16	マロウドイン熊谷	熊谷
	11/16	春日部市商工振興センター	春日部
	11/21	川越地区労働基準協会会議室	川越
	11/21	ワークヒルズ羽生	行田
	11/22	プリムローズ有朋	浦和
	11/22	ヘリティージ・リゾーツ飯能	所沢
	11/22	ホテルブリランテ武藏野	連合会
	11/14	秩父市福祉女性会館	秩父
浦和地区安全衛生大会	11/22	プリムローズ有朋	浦和
	11/27	大宮ラフォーレ清水園	大宮

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242